



平成 25 年 9 月 10 日

門真市議会議員

吉水丈晴様

門真市議会議長

平岡久美子



吉水丈晴議員に対する門真市議会議員政治倫理条例

第 10 条に基づく警告文

平成 25 年 9 月 4 日に開催された門真市議会議員政治倫理審査会における審査の結果、吉水丈晴議員が市から補助金を受けている門真市体育協会の副会長に同年 8 月 20 日までの間、就任していたことは、同年 4 月 1 日施行の門真市議会議員政治倫理条例第 3 条第 7 号「市から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている団体の役員に就任しないこと」に違反するとの報告を同審査会会長から受けました。

このことは、市民の厳粛な信託を受けた公職者たる議員として、市民の信頼を得られるものではないとともに、門真市議会の名誉と権威、ひいては市民の本市議会に対する信頼についても、著しく失墜させるものです。

よって、吉水丈晴議員に対し、公職者である議員の職責と倫理的責任を改めて深く認識され、猛省を求めるとともに、今後は同条例を厳格に遵守されるよう強く警告します。